
保全通信 2025 年 3 月号〔No.12〕

(一社)千葉県環境保全センターメールマガジン

はじめに

令和 7 年 2 月 15 日(土)に青年部会第 32 回通常総会が開催され、新部会長として加納敏充氏(印旛郡市支部)が選出されました。同月には執行部会や支部懇談会、浄化槽管理士に対する研修会なども実施され、当センターの各組織が活発に活動しています。また、浄化槽一括契約書の一部変更が行われました。この新しい契約書の書式は、当センターのホームページにリンクがありますのでご活用ください。

———目次———

- 1.令和 7 年 2 月の活動報告
- 2.令和 7 年 3 月以降の行事(予定)
- 3.一括契約書の一部修正について
- 4.意見公募手続(パブコメ)の実施
- 5.Coffee break

—————

=====

- 1.令和 7 年 2 月の活動報告

=====

○大嶋会計

開催日：2 月 5 日(水)

場 所：(一社)千葉県環境保全センター

内 容：定期打合せ

○執行部会

開催日：2 月 12 日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター

2 階会議室

出席者：7 名

○支部懇談会(柏・野田支部)

開催日：2月14日(金)

場 所：きり 柏別邸

参加者：柏・野田支部会員 12 名

執行部 4 名

○青年部会通常総会

開催日：2月15日(土)

場 所：ホテルポートプラザちば

来 賓：伊藤理事長 小野専務理事

出席者：18 名

○浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日：2月20日(木)

場 所：さわやかちば県民プラザ(柏市)

受講者：一般)26 名 独自)6 名

○NPO 環境カウンセラー千葉県協議会来社

開催日：2月21日(金)

場 所：(一社)千葉県環境保全センター

○能登半島地震支援活動シンポジウム

開催日：2月21日(金)

場 所：富山県市町村会館 (WEB 視聴参加)

○全国浄化槽団体連合会事務局長会議

開催日：2月25日(火)・26日(水)

場 所：ホテルグランドヒル市ヶ谷

出席者：小野事務局長

添付ファイルあり

参照：[全国浄化槽団体連合会事務局長会議]

○水質保全課と来季に向けて事務打ち合わせ

開催日：2月27日(木)

場 所：水質保全課

参加者：小野事務局長、稲田秀樹

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
2.令和 7 年 3 月以降の行事（予定）
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○執行部会・理事会

開催日：3 月 5 日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター
2 階会議室

○新風会

開催日：3 月 14 日(金)

場 所：鷹の台カンツリークラブ

○期末監査・執行部会・理事会

開催日：4 月 23 日(水)

場 所：(公社)千葉県浄化槽検査センター
2 階会議室

○第 13 回通常総会

開催日：5 月 21 日(水)

場 所：オークラ千葉ホテル

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
3. 一括契約書一部修正について
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

★修正事項

※印の項目につきまして、一部語句を修正しました。

★修正にあたっての注意点

- (1)契約書の第 2 条第 1 項及び第 4 条は、一括契約書として必要事項のため、ダウンロード用の書式(Word)は入力保護により、編集できないようにしました。
- (2)今回の修正は以前からの書式の使用を妨げるものではなく、順次切り替えいただきますようお願いいたします。

ホームページ上の内容も修正しております。保全センターホームページからのダウンロードをお願いいたします。

ホームページはこちら↓↓

<https://kankyohozen.com/>

=====

4. 意見公募手続（パブコメ）の実施

=====

①環境省浄化槽推進室実施

- ・「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針に対する意見募集」について

<https://x.gd/s5aTn>

添付ファイルあり

参照：[特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針]

- ・環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（案）

<https://x.gd/sAGuT>

添付ファイルあり

参照：[環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令]

②千葉県水質保全課実施

- ・千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案に関する意見募集

<https://x.gd/2209k>

添付ファイルあり

参照：[千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部]

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
4. Coffee break
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

今回は法定検査の創設についてお話をします。
浄化槽法が制定された際、「浄化槽法の運用に伴う留意事項について（昭和 61 年 1 月 13 日衛環第 3 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」において「浄化槽の維持管理体制の強化について」として以下のことが示された。

- (1)浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から重大な支障を生じることのないように使用に関する準則、保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を設定すること等により、維持管理体制の強化と整備を図ったものであること。
- (2)浄化槽管理者は、(1)の趣旨から、保守点検、清掃及び水質に関する検査等の措置をとることが、法第 7 条、第 10 条第 1 項及び第 11 条等の規定により義務付けられており、これらの措置が緊密な連携の下に実施されることにより、浄化槽の機能を適正に維持することができるものであること。

このように、浄化槽の法定検査は浄化槽の維持管理が適切に実施され、所期の機能が適正に維持されていることを担保するための制度として浄化槽法に規定されたものです。

浄化槽法定検査については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の二第三項第二〇号」の検査（20 号検査）が、浄化槽法上の法定検査に繋がっていると言われています。
（各都道府県知事・各政令市長あて厚生省環境衛生局水道環境部長通達）

【公布日：昭和 54 年 03 月 10 日環整 26 号）】

第一 検査の依頼

検査は、し尿浄化槽の管理者の依頼により当該し尿浄化槽の設置場所において行うものであること。

第二 検査の内容

検査は外観検査、機能検査及び書類検査とする
(以下略)

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

編集後記

早いもので年度末になりました。出会いや別れの時期でもあります。また、気持ちを切り替える時期でもあります。そして、千葉県知事選挙が3月16日にありますが、投票所には足を運んで自身の一歩のために投票してまいります。

一般社団法人千葉県環境保全センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1

Tel 043-245-4222 Fax 043-245-4223

E-mail : info@kankyohozen.com

H P : <https://kankyohozen.com/>
